(i)　退会の選択

会員債権者が、本(i)退会を選択した場合の権利の変更及び弁済方法は以下のとおりとする。

①　権利の変更

別表10―１記載の確定更生債権額のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金については、免除効力発生日に免除を受ける。元本及び更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金については、免除効力発生日に88.18％の免除を受ける（弁済率11.82％）。

②　弁済方法

上記①の権利変更後の債権額につき、一括弁済日（本更生計画に基づく、預託金債権の弁済日をいい、具体的には、選択期間満了日から３か月後の応当日（３か月後に応当日がないときは、その月の末日）までの間で、管財人が定める日をいう。以下同じ。）に一括して弁済する。ただし、当該会員債権者に未納年会費等（会員が太平洋クラブに対して負担している年会費、プレー代金その他の金銭支払債務であって未払のものをいう。以下同じ。）が存在する場合、一括弁済日に、権利変更後の債権額から未納年会費等の額を控除した残額を弁済する。

(ii)　会員権の継続保有（再預託あり）の選択

会員債権者は、(a)一括弁済日までに、別表11―１乃至11―３の各会則に基づく会員資格保証金として再預託金（会員債権者が、預託金債権の権利変更及び弁済方法の選択にあたり、会員権の継続保有（再預託あり）を選択した場合に、太平洋クラブに対して預託することを要する金員をいい、具体的には、当該会員債権者の預託金債権の元本の10％相当額をいう。以下同じ。）を預託すること（具体的には、下記②の弁済を行う際に、再預託金相当額を充当処理することで預託が完了するものとし、会員債権者が別途払い込む必要はない。なお、預託された会員資格保証金は、各会則に基づき、無利息で一括弁済日から20年間据え置き、据置期間経過後に会則所定の退会手続を行ったことを条件として返還する）及び(b)一括弁済日までに、未納年会費等の支払が完了することを了承した上で、管財人指定の様式の書面をもって本(ii)会員権の継続保有（再預託あり）を選択する旨を通知することにより、会員権を継続保有することができる。

ただし、一括弁済日における再預託金の額及び未納年会費等の額の合計が、本(ii)①の権利変更後の債権額を超える場合には、当該会員債権者は、本(ii)会員権の継続保有の選択を撤回し、(i)退会を選択したものとみなし、権利の変更及び弁済方法は上記(i)の規定に従うが、その弁済期限は、一括弁済日から１か月後の応当日（１か月後の応当日がないときは、その月の末日）とする。

会員債権者が、本(ii)会員権の継続保有（再預託あり）を選択した場合の権利の変更及び弁済方法は以下のとおりとする。

①　権利の変更

別表10―１記載の確定更生債権額のうち、利息及び損害金については、免除効力発生日に免除を受ける。元本については、免除効力発生日に88.18％の免除を受ける（弁済率11.82％）。

②　弁済方法

上記①の権利変更後の債権額から、当該会員債権者の再預託金の額及び未納年会費等（ある場合に限る）の額を控除した残額を一括弁済日に一括して弁済する。

(iii)　会員権の継続保有（再預託なし）の選択

会員債権者は、一括弁済日までに、未納年会費等の支払が完了することを了承した上で、管財人指定の様式の書面をもって本(iii)会員権の継続保有（再預託なし）を選択する旨を通知することにより、会員権を継続保有することができる。

ただし、一括弁済日における未納年会費等の額が、本(iii)①の権利変更後の債権額を超える場合には、当該会員債権者は、本(iii)会員権の継続保有の選択を撤回し、上記(i)退会を選択したものとみなし、権利の変更及び弁済方法は上記(i)の規定に従うが、その弁済期限は、一括弁済日から１か月後の応当日（１か月後の応当日がないときは、その月の末日）とする。

会員債権者が、本(iii)会員権の継続保有（再預託なし）を選択した場合の権利の変更及び弁済方法は以下のとおりとする。

①　権利の変更

別表10―１記載の確定更生債権額のうち、利息及び損害金については、免除効力発生日に免除を受ける。元本については、免除効力発生日に94.41％の免除を受ける（弁済率5.59％）。

②　弁済方法

上記①の権利変更後の債権額から、当該会員債権者の未納年会費等（ある場合に限る）の額を控除した残額を一括弁済日に一括して弁済する。

イ　退会債権者（優先的施設利用権を有し、かつ預託金債権を有する会員であって、更生計画認可決定日の前日までに退会の意思表示を行い、かつ、預託金債権の一部につき弁済を受けている者（別表10―２記載の者）をいう。以下同じ。）・譲渡済み債権者（会員資格を第三者に譲渡した元会員のうち、預託金債権（入会預託金の全部または一部を有する者（別表10―３記載の者）をいう。）

①　権利の変更

別表10―２及び別表10―３記載の確定更生債権額のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金については、免除効力発生日に免除を受ける。元本及び更生手続開始決定日前日までの利息及び損害金については、免除効力発生日に88.18％の免除を受ける（弁済率11.82％）。

②　弁済方法

上記①の権利変更後の債権額につき、一括弁済日に一括して弁済する。ただし、当該退会債権者に未納年会費等が存在する場合、一括弁済日に、権利変更後の債権額から未納年会費等の額を控除した残額を弁済する。

⑵　優先的施設利用権

ア　優先的施設利用権を喪失する者

別表10―１記載の会員債権者のうち、上記(i)の退会を選択した者が有する優先的施設利用権（ただし、退会を選択した預託金債権に対応する優先的施設利用権に限る）及び別表10―２記載の退会債権者が有する優先的施設利用権は、免除効力発生日に消滅する。

イ　優先的施設利用権を喪失しない者

別表10―１記載の会員のうち、上記アにより優先的施設利用権を喪失する者を除いた者が有する優先的施設利用権は、免除効力発生日に、会員種別に応じて、別表11―１「太平洋クラブ会則」、別表11―２「太平洋アソシエイツ会則」及び別表11―３「太平洋宝塚クラブ会則」の内容の定めるとおり、権利の変更を受ける。

２．停止条件付会員権債権

⑴　預託金債権

別表10―４記載の更生債権者の確定更生債権は、停止条件が成就するまで、権利変更及び弁済を留保し、停止条件が成就した時点で、本章第４節第２の１．⑴アに従い、権利変更及び弁済を受ける。但し、停止条件が成就した時点で選択期間の満了日が経過している場合には、停止条件が成就したときから１か月を経過する日の属する月の末日を選択期間の満了日及び免除効力発生日とみなして、同１．⑴アを適用する。

第明治三十種五郵年三月物三十一日認可